

「のりあいタクシー土浦」をご利用ください



利用方法

「のりあいタクシー土浦」は、65歳以上の方を対象に、市内の目的地まで片道500円(神立・新治地区⇄荒川沖地区の利用は別途500円)で利用できます。
※土浦市内のみの運行となります。

～年会費の自己負担は2000円です～

利用登録年会費9000円のうち、市から7000円分の助成券を交付しています。
※詳しくは、お問い合わせください。

申問 高齢福祉課(☎826-1111 内線2479)
のりあいタクシー事務所(☎835-2266)

①まずは助成券の申請を
最寄の窓口(高齢福祉課、各支所・出張所、各地区公民館)に用意してある申請書で利用助成券の申し込みをしてください。



②助成券が交付されたら、会員登録を
交付された7000円分の助成券と、自己負担額2000円をのりあいタクシー土浦の事務所(真鍋一丁目2-6)へ納めると、会員登録が完了します。



③ご利用は電話予約で
予約センター(☎821-2322)に、電話予約すれば、指定の場所まで迎えに伺います。帰りも利用するときは、同様に電話予約してください。

介護支援ボランティア制度への参加者を募集します

この制度は、65歳以上の方が、介護支援ボランティア活動により、社会貢献することを奨励および支援し、社会参加活動を通して高齢者自身の介護予防を目指します。

また、ボランティア活動実績に応じて、評価ポイントが得られ、そのポイントを換金し交付金として受け取ることができます。(評価ポイントの申請によって、翌年度に最大5000円の交付金が受けられます)

申問 高齢福祉課高齢相談係
(☎826-1111 内線2455、2478)

- 参加できる方／市内に住民登録のある65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)で、介護保険料の未納がない方
- ※市への登録後、研修を受けていただきます。詳しくは、お問い合わせください。
- 活動時期／研修終了後から
- 活動場所／市が指定する市内の特別養護老人ホーム
- 活動内容／レクリエーションなどの指導や話し相手、移動の補助などの軽微で補助的な活動
- 申込方法／高齢福祉課へ直接

介護支援ボランティア制度の流れ

